

# 高知県避難所運営体制整備加速化事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県避難所運営体制整備加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「避難所」とは、避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させる施設をいう。
- (2) 「耐震性がある」とは、昭和56年5月31日以降に建築確認を得て建築された建物又は昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築され、耐震改修を終了した建物をいう。
- (3) 「浸水域」とは、高知県による南海トラフ地震の発生頻度の高い一定程度の地震・津波浸水予測（平成24年12月10日公表）において、津波による浸水が予測される区域をいう。

## (補助の目的及び補助対象事業)

第3条 県は、南海トラフ地震のような大規模かつ広範的な災害が発生した場合でも、県民が安心して避難生活を送ることができるように、耐震性があり、かつ、浸水域外に立地している避難所における運営マニュアルの作成、避難所運営等訓練の実施、避難所の環境整備を支援するため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助事業、補助率及び補助限度額等)

第4条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助対象限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は第1号様式のとおりとする。

## (補助の条件)

第6条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならぬこと。

(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

#### (補助金の交付の決定)

第7条 知事は第5条に規定する補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

#### (補助の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に第2号様式による補助金変更承認申請書又は第3号様式による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 申請後に補助事業を追加する場合

(2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(4) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）をする場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類すると考えられる場合

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第9条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

第10条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月27日から施行し、平成28年4月4日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象限度額	補助率
(1) 避難所運営マニュアル作成事業 ※8	①避難所運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成に係る次の経費  会計年度任用職員の給料・共済費等、外部講師（アドバイザー）への報償費・旅費、需用費（食糧費は除く）、通信運搬費等に係る経費（ただし、人件費を除く。）、委託料 ※1、2	なし	3分の2以内
(2) 避難所運営等訓練事業 ※9	①避難所運営訓練（HUG、避難所における炊き出し訓練、物資の受け入れ訓練等）の実施に係る次の経費  外部講師（アドバイザー）への報償費・旅費、委託料、需用費（ベスト・腕章等の少額の資材、消耗品）、役務費（傷害保険料等）（ただし、人件費を除く。） ※3、4	なし	
(3) 避難所環境整備事業 ※5、6、10	①避難所において必要となる資機材の購入（ただし、備蓄食糧や毛布等の備蓄物資を除く。）に係る経費  需用費（ただし、食糧費を除く。）、備品購入費（雨水タンク、簡易トイレ、パーテーション、要配慮者用のマット・ベット、投光機、災害用テント、ガスコンロ、資機材倉庫等）  ②避難所の整備に係る経費  需用費（ただし、食糧費を除く。）、役務費、工事請負費（手すり・スロープ等の設置、トイレの洋式化、井戸等）（ただし、人件費を除く。）、委託料	2,000千円×申請避難所数 ※7	

※1 マニュアル作成に不可欠であると判断される作成途中に実施する避難所運営訓練（図上訓練、実働訓練）に係る上記の経費も対象とする。

※2 マニュアル作成後の見直しに係る経費については対象外とする。

※3 対象となる訓練は、マニュアル作成後に実施する最初の訓練のみを対象とする。

※4 マニュアルが作成された当該年度から翌年度までに申請したものを対象とする。

※5 マニュアル作成済みの避難所において、初回の整備のみを対象とする。

※6 マニュアルが作成された当該年度から翌々年度までに申請したものを対象とする。

※7 ただし、井戸の設置については、この限りではない。

※8 避難所運営マニュアル作成事業については令和2年度までに実施する事業に限る。

※9 避難所運営等訓練事業については令和3年度までに実施する事業に限る。

※10 避難所環境整備事業については令和4年度までに実施する事業に限る。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。